公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第2項の規定による橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の下記の者に対する仮換地の使用収益開始の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により当該通知書の送付に代えて、その内容を次のとおり公告する。

平成29年7月26日

橋本都市計画事業
中心市街地第一地区土地区画整理事業
施行者　橋本市
代表者　橋本市長　平木　哲朗

1　通知書の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　和歌山県橋本市橋本36番地
氏名　村上市兵衛
住所　和歌山県橋本市橋本9番地
氏名　恩地　新吾
住所　和歌山県橋本市橋本81番地
氏名　岩上卯之助
住所　和歌山県橋本市橋本54番地
氏名　平井　善助
住所　和歌山県橋本市橋本44番地
氏名　武田文三衛
住所　和歌山県橋本市橋本39番地
氏名　村木平次郎
住所　和歌山県橋本市橋本11番地
氏名　児島源三郎
住所　和歌山県橋本市橋本175番地
氏名　森脇　治助

2　通知の内容

平成19年4月27日付橋開事第5号で指定した仮換地について、使用または収益を開始することができる日を次のとおり定めたので、土地区画整理法第99条第2項の規定により通知します。

仮換地の使用または収益を開始することができる日　平成29年7月12日
仮換地の街区番号及び符号
7街区　符号1、2
仮換地地積　85.41㎡

教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に橋本市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において橋本市を代表する者は、橋本市長となります。）ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に当該訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十九年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
北海道北見市留辺蘂町仲町三七番地一
株式会社いけだ
代表清算人　池田　孝志

解散公告

当社は、平成二十九年七月七日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
北海道網走市駒場南二丁目六番九号
有限会社おだ企画
清算人　織田　幸二

解散公告

当社は、平成二十九年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
北海道深川市三条九番三一号
株式会社趣味の店ささき
代表清算人　佐々木和成

解散公告

当社は、平成二十九年七月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
札幌市中央区北四条西二丁目一一カメイ札幌駅前ビル七階
北日本エコテルマーケティング株式会社
代表清算人　杉木　敦史

解散公告

当社は、平成二十九年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
札幌市中央区南七条西一丁目一三番地
株式会社東京ＬＢ
代表清算人　山川　雅弘

解散公告

当社は、平成二十九年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
北海道白糠郡白糠町庶路甲区六―一〇三一
株式会社エコグリーン白糠
代表清算人　太田　雄二

解散公告

当社は、平成二十九年六月二十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
岩手県盛岡市本町通一丁目一七番一七―一三〇二
岩舘システム配送合同会社
代表清算人　平野　喜英

解散公告

当社は、平成二十九年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
山形県南陽市宮内三六二九番地の二
有限会社菅野ダクト工作所
代表清算人　菅野　義和

解散公告

当社は、平成二十九年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
埼玉県飯能市南町一番三五―一〇四号
株式会社セイコー
代表清算人　唐橋　善雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
埼玉県入間郡三芳町藤久保三〇九番地三
アークメゾン
有限会社ケンコーポレーション
清算人　惣賀　賢

解散公告

当社は、平成二十九年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月二十六日
埼玉県さいたま市浦和区北浦和一丁目一番七号
有限会社江崎屋菓子店
清算人　江崎　孝樹